

(整理番号 0418)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月6日(木) 13時30分～15時05分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長那須野委員、部会長代理和田委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 本来であれば労働協約の最低額(1,036円。96円引上げ)を目指したいが、エネルギーコストや原材料費の高騰等中小企業の状況も理解できるため、昨年に引き続き今年も1,000円を目指したいと主張し、現行940円との差60円の引上げを提示した。</p> <p>イ 生活必需品の物価上昇、電気料金・ガソリン・光熱費等の値上げは非常に深刻なものであり、かなり生活が圧迫されており、苦しいのは労働者も同じである。計量器の製造業に関わる労働者の魅力ある産業のためにも1,000円に近づけたい。</p> <p>8月の受注速報によると、前年同期比で内需が138%、外需が117%となっており、仕事はなくなっているわけではなく、昨年より受注は日本にきている。上限額1,036円との差額96円を2年で割った48円の引上げを提示した。</p>						

ウ 1,036 円を目指したいため 48 円からは下げられないと主張し、本日はこれまでとし、日を改めて審議することになった。

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 原材料費、石油製品、電気代等が高騰する一方、加工価格はなかなか上がらない現状である。

ウクライナの戦争の影響、円安の影響もあり中小企業は厳しい状況であり引き上げるとしても、昨年並みと考えている。

イ 物価が上がっているので、社員にも上げなければならないと思うが、会社はそれ以上に負担が大きくなる。

例えば、30 円上げると会社の負担は 50 円あるいは 60 円になる。社会保険関係が上がるからである。しかも会社の負担・人件費が多くなるのに工賃は上げられない、会社の支払いは増えるということになれば、利益は上がらず、会社を閉めざるを得ないという状況になってくる。

中小企業の状況は厳しいということを理解してほしいと主張。

使側の主張する 48 円は厳しい。来年 1,000 円を目指すこととし、現行との差額 60 円の 1/2 の 30 円の引上げを提示した。

ウ 現在の状況では 30 円が限界である。

本日はこれまでとし、日を改めて審議したいと主張した。

3 その他

特になし